

# 税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号  
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990

FAX (06) 6885-3991

URL <http://www.ep-support.co.jp/>

E-mail support@ep-support.co.jp

## ヒントヒント

**プレモル** J R 東日本の駅のコンビニではプレミアムビールの売り上げが週末にかけて続伸。プレミアムビールは、エビスビールが草分けですが、ザ・プレミアム・モルツもその一つ。「金曜日はプレモルの日」とサントリー広報部が宣伝したところ、発売年の2003年の51万ケースから2013年には1,770万ケースと大ヒット。購入の理由は一週間頑張った「自分へのご褒美」でした。ちょっと高級なアイスクリームやカットフルーツなども、自分へのご褒美心理で購入される商品です。曜日別、時間別、場所別など。今後は、これまで以上にきめ細かく消費者の心理を捉える必要があります。

J R 東日本、加藤肇氏。アスキークラウド所載。

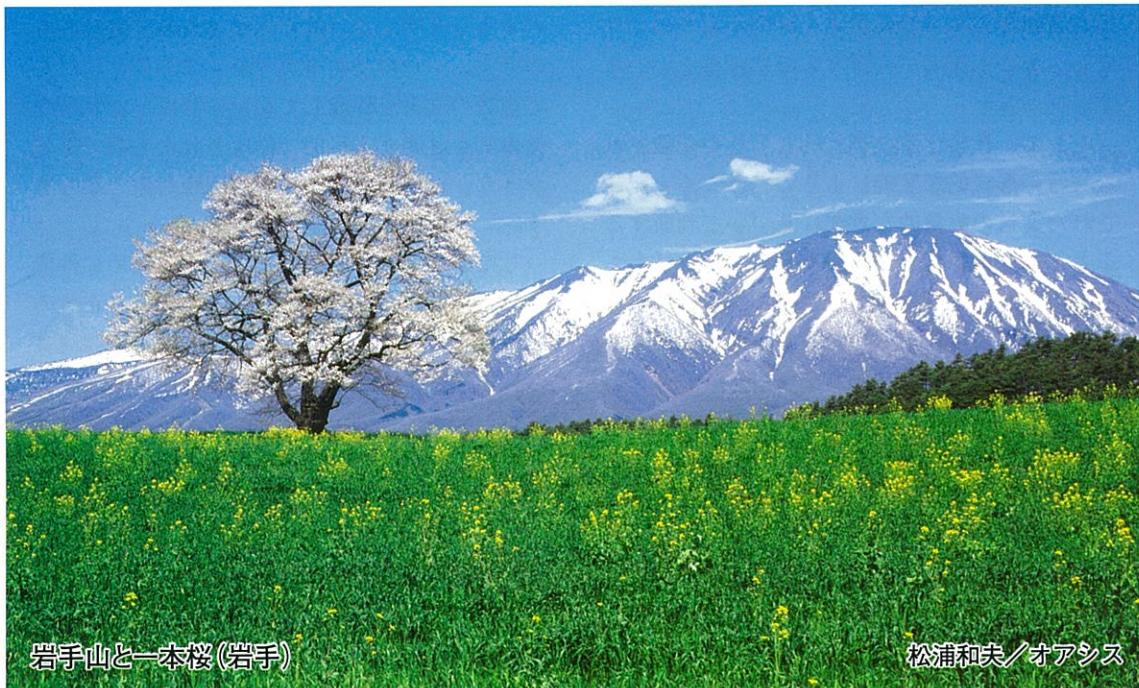
## 税務 ミニガイド

法人がその役員や使用人に対して課された交通反則金を負担した場合、法人の業務の遂行に関連してされた行為等に対して課されたものであるときは、損金の額に算入されません。

法人の業務の遂行に関連してされた行為でない場合は、その役員や使用人に対する給与となります。



## ヒントヒント



## 領収証の収入印紙 納品書等に代済と書いたものは?

### □印紙税

印紙税は、印紙税法に規定する20種類の課税文書を作成した時に、その作成者がその課税文書に収入印紙を貼付することによって納税する税金です。

今回は、その20種類の中でも身近な売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書（領収証、第17号の1文書）についてみてきましょう。

### □印紙税の改正

平成25年度税制改正によって、金銭又は有価証券の受取書に対する非課税範囲が拡大されました。

従来は、金銭又は有価証券の受取書で記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていましたが、改正後は受取金額が5万円未満のものが非課税となり、この改正は、平成26年4月1日以後に作成される受取書について適用されます。

### □金銭又は有価証券の受取書

印紙税の課税文書となる金銭又は有価証券の受取書とは、金銭又は有価証券の引き渡しを受けた者が単にその受領事実を証明するために作成し、その引渡者に交付する証拠証書をいいます。

そして、その文書の形式的な名称や記載された文言の形式的な意義によるのではなく、記載された文言の実質的な意義に基づいて判断することになりますので、領収書やレシートはもちろんのこと、受取事実を証明するために請求書や納品書等に「代済」や「了」などを記入したものも含まれることになります。

なお、ここでいう有価証券には、小切手、手形、郵便為替、貨物引換証、商品券などが含まれます。

### □印紙税額

売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書（第17号の1文書）に対する印紙税額は、記載された受取金額に応じて、200円、（記載金額100

## 語のタネ

○もう1年生もランドセルに馴れた頃でしょう。現在の箱型のランドセルは、1887年、総理大臣の伊藤博文が学習院初等科に入学する大正天皇のために特注したのが始まりです。日本同様、小学生がランドセルを使っている国は韓国。イギリスやノルウェーはリュック式、ロシアやインドは手提げカバン。アメリカやカナダは教科書等は机の中に入れて置くので、手ぶら。



万円以下のもの）から20万円（記載金額10億円を超えるもの）となっています。

なお、記載された金額が5万円（平成26年3月31日までは3万円）未満のもの、営業に関しないものは非課税となっています。

### □仮領収証・再発行領収証

印紙税の課税対象となるのは、契約の成立や金銭の受領等の事実そのものではなく、これらの事実を証明する目的で作成される文書そのものです。一つの受領事実であってもそれに対して複数の文書を作成して交付すれば、それが受領事実を証明する目的で作成されたものであるかぎり、いずれもが印紙税の課税対象となります。

したがって、受取事実を証明するために作成された仮領収証については、たとえ後日正式の領収証が発行されるとしても、印紙税の課税文書に該当しますので、所定の収入印紙が必要です。

同様に、領収証を交付後、相手方が紛失したため再発行する領収証についても、受取事実を証明するために作成するものですから、印紙税の課税文書に該当し、たとえ当初発行した領収証に適正に収入印紙が貼付されていたとしても、所定の収入印紙が必要となります。

# 国税庁発表による 相続税の調査実績と今後

## □最近の動向

相続財産に占める土地の割合が、バブル後の平成4年分の75.9%からどんどん減少し、50%を割る一方で、現金・預貯金等の割合が特に最近増加してきています。この傾向から現預金等の把握に調査の重点がシフトしてきています。この結果、申告漏れ相続財産のなかでも現預金等が1,236億円と最も高く次いで土地の560億円、有価証券の431億円の順となっています。

## □海外資産関連

海外資産関連事案の調査も721件あり、多くの申告漏れ等の非違が指摘されました。国際税務専門官の設置等で海外資産の把握が十分になされた結果とされています。過少申告加算税等の特例を含んだ国外財産調査制度もいよいよ導入され、更なる課税整備がはかられつつあります。

## ナマの税務相談室

**Q** 今年は大雪が45年振りに降りまして大変な目に遭いました。私の家は北側道路に面していて、雪が融けるのが遅く、3週間以上もかかりました。

**A** 私のところも老人夫婦ですので、近所の方に助けられながらどうにか対処できましたが、本当にびっくりしました。雪景色は美しいものの生活機能と関係してくると確かにいろいろと思わないことが生じるものですね。

**Q** 本日ご相談に上がったのは、その降雪の重みで屋根の一部が破損し、かつ、カーポートの支柱が曲がり、自動車の一部を傷つけてしまったことです。

損失額は40万円ですが、保険に入っていたので35万円受け取りました。

災害支出としては雪下ろし費用が35万円、原状回復費用として10万円支出したしました。昨年の所得は300万円で、今年は320万円の見込

す。

## □贈与税の実地調査

相続税の補完税といわれる贈与税の調査件数も4599件実施されており、こちらも相続税調査と同様に現預金等の申告漏れが全体の62%を占めています。さらに無申告の事案が多いことも特徴的です。

## □今後

来年の1月から相続税の大幅改正が実施されます。基礎控除額の縮小などでご自身の相続税申告が必要になるかどうか大いに気になるところです。

ここ数年は、相続税の課税割合の全国平均は4.2%程度で推移してきましたが、高齢化社会のもとで、この改正により、今まで相続税の課税対象者が5万2400人程度だった数から相当数増加すると予測されています。

特に家族名義の預貯金の明確な区分については、相続税でも贈与税でも預貯金等がターゲットになっておりますので、細かい管理（各自の管理）を今からでも実行すべきだと思われます。

## もうイヤだ! 雪の怖さを思い知る

みです。

**A** いわゆる雑損控除の問題ですが、税法上の取り扱いは、損失の一部を保険金で補てんされた場合、その金額を差し引き、その差額金からその年の所得の10分の1を差し引いた金額が控除額となります。なお、災害損失も併せてあった場合、5万円を超える災害損失金と比較していずれか多い金額が雑損控除となります。

① 屋根等の損害金額40万円、雪下ろし費用35万円、原状回復費用10万円の合計85万円から保険金35万円及び所得320万円の10%を差し引くと18万円。

② 災害関連支出は、雪下ろし費用35万円、原状回復費用10万円の45万円から5万円を差し引くと40万円。

従って、②の方が大きく、雑損控除は40万円になります。事実関係の証明書を添付してください。

## ナマの税務相談室

## 注目度アップの 超高層分譲マンション

**平**成27年からの相続税の基礎控除の圧縮で相続税の課税対象者は全国平均で1.5倍に、都市部で2~3倍に増えるとの予想があります。そういう状況に合わせて、相続税に関する新聞・雑誌・ネット等のマスコミでの特集、セミナー等の企画、出版物の発行が急増しています。それらの中で、相続税節税商品として注目度が急速に高くなっているのが超高層分譲マンションで、最高の節税策として、どれもが取り上げています。

**マ**ンションの各戸の相続税評価は、土地については敷地の評価額に対する専有床面積比、建物は固定資産税評価額です。固定資産税評価額も、建物の全体の評価額に対

する専有床面積比で決められています。超高層マンションの場合の取引価格では、眺望の要素が大きな意味を持ち、最高層階の好位置の物件は下層の低価格物件の2~2.5倍の坪単価となっています。

**相**続税評価は、マンションの取引価格の形成要素を無視してなされるので、低層階でも高層階でも評価額の坪単価は同じです。1億円の最上層階物件の相続税評価額が2,000万円という価額乖離の異常現象の発生は普通のことになっています。

**40**階建分譲マンションの最上階の部屋を1億円で買い、子供に相続時精算課税の特例を使って生前贈与します。評価額が2,500万円以下な

ら贈与税は無税です。その後、子供がこの部屋を1億円で売ったとしても、譲渡所得税も無税、将来の相続税に取り込まれる金額も2,500万円以下、子供の手元には1億円の現金が残ります。過激であざやかな相続税節税策です。

**以**前のバブル期には、借金をして不動産を買うことが宣伝されましたが、さすがに今時にはそういう提案は目に付きませんが、類似の臭いが感じられます。節税プランにはリスクが伴います。

**中**長期的には、予想に反したマンション価格の下落はあり得ることですし、固定資産税評価額や相続税評価額の評価基準が突然変わることもあり得ることです。それに、高価格物件は、買い手が限定されるので売り抜けが容易ではなく、貸家にするような場合の空室リスクも高く、利回りも相対的に低くなります。

5日立夏。  
21日小満。  
たびをしそ思ふ  
はるばる来ぬる  
から衣  
きつくなれにし  
つましあれば  
詠んだ歌が由来です。  
かきつばたは愛知県の県花  
です。在原業平が三河国で

門田かな 子規  
五月の旅路で目に見る花。  
優劣をつけ難い花が二つ。  
いずれアヤメかカキツバタ。



明日からがんばるんじゃない。  
今日をがんばり始めた者にのみ  
明日が来るんだよ。

(漫画家  
福本伸行)

### 5月の税務メモ

- (国 税)——  
 ○4月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）  
 ○特別農業所得者の承認申請  
 ○3月決算法人の確定申告  
 ○9月決算法人の中間（予定）申告  
 ○所得税確定申告の延納申請分の納付

- (地方税)——  
 12日 ○4月分個人住民税特別徴収分の納付  
 15日 ○3月決算法人の確定申告  
 6月2日 ○9月決算法人の中間（予定）申告  
 “ ○鉱区税の納付  
 “ ○自動車税の納付